

第412回南国市議会定例会会議録

第7日 令和2年3月16日 月曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

10番 西川 潔

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
市民課長 崎山 雅子	子育て支援課長 溝渕 浩芳
長寿支援課長 島本 佳枝	保健福祉センター所長 土橋 愛
環境課長 谷合 成章	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 長野 洋高
建設課長 西川 博由	地籍調査課長 横山 聖二
都市整備課長 若枝 実	上下水道局長 橋詰 徳幸
会計管理者兼会計課長 秋田 節夫	福祉事務所長 池本 滋郎
教育長 竹内 信人	教育次長兼学校教育課長 伊藤 和幸

生涯学習課長	中村俊一	選挙管理委員会 事務局長	高橋元和
監査委員 局長	天羽庸泰	農業委員 局長	弘田明平
消防長	小松和英		

議会事務局職員出席者

事務局長	公文知子	次長	野口裕介
書記	門脇智哉		

議事日程

令和2年3月16日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和元年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第7 議案第7号 令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第8号 令和2年度南国市一般会計予算
- 第9 議案第9号 令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第10 議案第10号 令和2年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和2年度南国市介護保険特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和2年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第15 議案第15号 令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第16 議案第16号 令和2年度南国市水道事業会計予算
- 第17 議案第17号 令和2年度南国市下水道事業会計予算
- 第18 議案第18号 南国市土佐和牛経営安定資金貸付基金条例
- 第19 議案第19号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

- 第20 議案第20号 南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第23 議案第23号 市道の廃止について
- 第24 議案第24号 市道の認定について
- 第25 議案第25号 字区域の変更及び新たな字名の設定について
- 第26 議案第26号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）について
- 第27 議案第27号 訴えの提起について
- 第28 議案第28号 訴えの提起について
- 第29 議案第29号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第30 議案第30号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第31 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第32 請願第2号 豪雨災害が多発する中、遊水地における構造物建築の弊害について調査を早急に求める請願（第411定より継続）
- 第33 請願第3号 片山・稻生地区における太陽光発電設備の設置について適切な指導を求める請願
- 第34 承認要求書
- 第35 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第35まで

—————*—————

午前10時2分 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

発言の訂正

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。
子育て支援課長。

〔溝渕浩芳子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 議長から発言のお許しをいただきましたので、答弁の訂正をさせていただきます。

3月3日の西山明彦議員からの学童保育についての御質問に答弁させていただきました内容に誤りがありましたので、訂正させていただきます。御質問に対して、協議会には要請を快く引き受けていただきまして、指導員さんの勤務シフトを見直していただき、春休み中と同じような開所時間になるような見込みがたっておりますと答弁させていただきましたが、正しくは協議会には要請を引き受けていただきまして、指導員さんの勤務シフトを見直していただき、8時30分から17時の開所時間になるような見込みがたっておりますでございます。訂正をし、おわび申し上げます。

＊

議案第1号から議案第31号まで、請願第2号、請願第3号

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第31号まで及び請願第2号、請願第3号、以上33件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任副委員長植田豊議員。

＊

令和2年3月11日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

総務常任副委員長

植 田 豊

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第 12 款公債費 第 2 条継続費の補正 第 3 条繰越明許費の補正 第 4 条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	令和 2 年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第 12 款公債費 第 13 款予備費 第 2 条債務負担行為 第 3 条地方債 第 4 条一時借入金 第 5 条歳出予算の流用	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 0 号	令和 2 年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 9 号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 2 0 号	南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 2 1 号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償 支給条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 2 2 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に	原案を可決	適当と認める

	関する条例	すべきもの	
第26号	上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更） について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第27号	訴えの提起について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第28号	訴えの提起について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第29号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更 について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第30号	高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退す ることに伴う財産処分について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第31号	高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人 ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔5番 植田 豊議員登壇〕

○5番（植田 豊） おはようございます。総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第8号、議案第10号、議案第19号から議案第22号まで、議案第26号から議案第31号までの14件と継続審査となっておりました請願第2号であります。

去る11日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条継続費の補正、第3条繰越明許費の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、3,869万4,000円の減額計上であります。その所要一般財源は8,340万3,000円の減額であり、固定資産税等、3,366万1,000円を増額計上し、地方消費税交付

金等、1億1,706万4,000円を減額計上するものです。

主な歳出は、総務費関係では、退職手当の増による人事管理費3,635万6,000円、ふるさと応援基金積立金1億4,001万円及びふるさと寄附金事業費6,453万円を増額計上するものです。

また、繰越明許費につきましては、国の補正予算等により23事業で総額20億3,554万8,000円を追加計上し、3事業を変更しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和元年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で土地売却収入等、1億8,772万2,000円を減額計上し、歳出で公債費元金等、1億8,772万2,000円を減額計上するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和2年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてであります。

予算の総額は233億4,000万円で、前年度当初予算と比べ1.4%の減額予算となっております。一般財源総額は124億9,788万8,000円で、前年度に比べ1.7%の減となっております。

主な歳出として、総務費関係では、ふるさと応援基金積立金2億円、国土調査事業費1億6,480万1,000円、電子自治体推進事業費1億4,578万3,000円を計上し、消防費関係では、消防用自動車等の購入費1億6,124万7,000円、防災費1億3,248万9,000円を計上しております。

また、公債費は、元利償還金19億4,854万6,000円を計上し、債務負担行為として、一般廃棄物処理事業に係る業務委託1億9,459万2,000円及び南国市防犯街路灯リース料7,300万円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号令和2年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ1億3,703万9,000円で前年度に比べ8,601万1,000円の減額予算となっており、歳入では、財産収入1億167万4,000円及び繰越金3,536万5,000円を計上し、歳出では、土地取得事業費546万6,000円、公債費1億157万3,000円及び予備費3,000万円を計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、市長や職員等の市に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を

定めることが可能となることから本条例を制定するもので、監査委員の意見も「条例の制定に関して異存ありません」との回答であったことから、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、上限に達している消防団員の定数を増員するため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、南国市一般職の職員の給料月額が引き上げられたことに伴い、一般職の職員の初任給を基準としている特別職の職員の報酬額を引き上げることから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に向けて、規定の調整が必要な条例について改正を行うもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第3次変更）についてにつきましては、既存事業である市道、林道及び橋梁の整備について事業の見直しを行うとともに、新たに、成合地区飲料水供給施設の整備、道の駅南国内にある直販所のスペース拡張及び空調設備の更新並びにJA高知県によるレンタル鶏舎整備に対する補助を行うため、変更するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号訴えの提起についてにつきましては、平成24年7月27日付けでOKIクロステック株式会社との間で締結した消防救急デジタル無線システム整備に係る物品購入契約に関して、当該会社の親会社である沖電気工業株式会社を含む5社による入札談合があったことから、OKIクロステック株式会社に対して、契約書に規定する違約金及びこれに対する遅延損害金等を請求する訴えの提起を行うものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号訴えの提起についてにつきましては、平成24年7月27日付けでOKIクロステック株式会社との間で締結した消防救急デジタル無線システム整備に係る物品購入契約に関して、当該会社の親会社である沖電気工業株式会社を含む5社による入札談合があったことから、沖電気工業株式会社に対して、契約書に規定する違約金及びこれに対する遅延損害金等を請求する訴えの提起を行うものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてにつきましては、令和2年4月1日から、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を脱退させ、これに伴い高知縣市町村総合事務組合規約を変更するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分についてにつきましては、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分を定めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてにつきましては、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分を定めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、継続審査に付してありました請願第2号豪雨災害が多発する中、遊水地における構造物建築の弊害について調査を早急に求める請願につきまして、御報告いたします。過日請願者より、内容を精査し文言修正して再提出のため、との理由で取り下げ願が提出されましたので、当委員会はこれを承認いたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 産業建設常任委員長有沢芳郎議員。

—————*—————

令和2年3月11日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

産業建設常任委員長

有 沢 芳 郎

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 5 款労働費 第 6 款農林水産業費 第 7 款商 工費 第 8 款土木費 第 11 款災害復旧費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 6 号	令和元年度南国市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 7 号	令和元年度南国市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	令和 2 年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳出第 5 款労働費 第 6 款農林水産業費 第 7 款商 工費 第 8 款土木費 第 11 款災害復旧費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 9 号	令和 2 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予 算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 1 号	令和 2 年度南国市農業集落排水事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 4 号	令和 2 年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 6 号	令和 2 年度南国市水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 7 号	令和 2 年度南国市下水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 8 号	南国市土佐和牛経営安定資金貸付基金条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 2 3 号	市道の廃止について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 4 号	市道の認定について	原案を可決	適当と認める

		すべきもの	
第25号	字区域の変更及び新たな字名の設定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*—————

令和2年3月11日

南国市議会議長 土居恒夫様

産業建設常任委員長

有沢芳郎

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
請第3号	片山・稲生地区における太陽光発電設備の設置について 適切な指導を求める請願	採択すべき もの	願意妥当と 認める

*—————

〔12番 有沢芳郎議員登壇〕

○12番（有沢芳郎） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、6号、7号、8号、9号、11号、14号、16号、17号、18号、23号、24号、25号の以上13件及び請願第3号の1件であります。去る11日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費について、

歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、事業費確定に伴う農業振興育成補助金等事業費5,746万6,000円及び多面的機能支払交付金事業費1,057万円を減額計上し、商工費関係では、商品券換金業務委託料等の減によりプレミアム付商品券事業費1億9,010万5,000円を減額計上、土木費関係では、補助対象事業費の確定に伴い社会資本整備総合交付金事業費1億962万3,000円、街路事業高知南国線整備事業費1億2,366万3,000円及び入札減の発生等により都市再生整備事業費1億6,121万5,000円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和元年度南国市水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出において、事業収益を202万3,000円増額し、事業費用を37万円減額するものであります。資本的収入及び支出においては、資本的収入を7,000万円、資本的支出を1億40万円減額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和元年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出において、事業収益を324万6,000円減額し、事業費用を546万1,000円減額するものであります。資本的収入においては、管路延長の増に伴う受益者負担金の増により資本的収入を100万円増額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和2年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費について、歳出の主なものとして、労働費関係では、労働金庫及び高知勤労者福祉サービスセンター預託金1,800万円を計上し、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費1億8,577万1,000円、畜産振興育成補助金等事業費1億3,074万円、市単独土地改良事業費7,228万円、多面的機能支払交付金事業費9,430万1,000円及び農業集落排水事業特別会計繰出金1億3,734万7,000円を計上し、商工費関係では、商店街等振興計画推進事業費補助金を含む商工振興費3,857万1,000円、ナンコクフェスティバル開催事業費補助金を含むものづくりサポートセンター関連事業費2,909万5,000円、観光費3,261万3,000円を計上し、土木費関係では、道路維持費1億3,940万円、市単独道路新設改良事業費2億6,384万1,000円、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費3億7,074万9,000円、街路事業高知南国線整備事業費1億2,448万7,000円、土地区画整理事業費3億1,723万4,000円、都市再生整備事業費13億8,086万3,000円、第3中央団地解体工事費を含む住宅管理費1億1,075万2,000円及び下水道事業会計繰出金2億2,989万4,000円を計上するもの

です。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,331万9,000円であり、歳入では、県支出金3万7,000円、諸収入50万1,000円及び繰越金1,278万1,000円を計上、歳出では、人件費を含む貸付事業費1,331万9,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億6,960万9,000円であり、歳入では、受益者分担金及び使用料等の収入3,226万5,000円並びに一般会計からの繰入金1億3,734万7,000円を計上し、歳出では、主なものとして浜改田、久礼田及び国府処理場の維持管理費2,305万9,000円、公債費1億1,549万5,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、本事業の導入経緯、必要性・公共性の高さは理解できるものの、一般会計からの本事業への繰入金が増加していることから、本事業の今後の進め方、あり方について見直しや改善等を検討すべきであるとの意見があったことを申し添えます。

次に、議案第14号令和2年度南国市企業団地造成事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ3億2,706万7,000円であり、歳入では、一般会計からの繰入金506万7,000円及び市債3億2,200万円を計上し、歳出では、工業団地造成事業費3億2,200万円及び公債費506万7,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号令和2年度南国市水道事業会計予算について、収益的収支では、収入7億3,507万2,000円、支出6億3,506万8,000円とし、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入4億4,240万円、支出7億7,850万2,000円を予定しており、不足する額3億3,610万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金2億2,050万円、当年度分消費税資本的収支調整額4,408万円及び減債積立金7,152万2,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号令和2年度南国市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入5億2,139万4,000円、支出5億1,992万2,000円であり、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入1億7,174万7,000円、支出3億3,541万9,000円であります。不足する額1億6,367万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額283万3,000円、減債積立金2,399万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,701万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金982万3,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市土佐和牛経営安定資金貸付基金条例については、農業者に対し、肉用牛の導入又は自家保留を行うために要する資金を貸し付ける事業の運営に当たって、基金を設置することから、本条例を制定するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号市道の廃止については、定林寺5号線の一部について、路線名を変更するため、一度市道の廃止を行うものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号市道の認定については、議案第23号の道路を路線名を変更し再度市道として認定するものと、建築基準法第42条第1項第5号に規定する整備された道路を市道田部2号線として認定するものであります。去る9日に現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号字区域の変更及び新たな字名の設定については、(仮称)南国日章工業団地造成事業では、造成後の土地の形状に合わせて土地の分合筆を行った上で、立地企業に土地を売却する予定であります。大字・小字の異なる土地同士は合筆ができないため、団地計画区域等について、字区域の変更及び新たな字名の設定を行う必要があることから、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号片山・稲生地区における太陽光発電設備の設置について適切な指導を求め、る請願書については、太陽光発電設備の設置予定地における法定外公共財産の各種許可の確認及び指導と、土地開発の届け出について適正化条例に沿った確認・指導を求めるもので、紹介議員の前田議員からの請願内容の説明、担当課長からの補足説明を受けて審査した結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(土居恒夫) 教育民生常任委員長土居篤男議員。

—————*—————

令和2年3月11日

南国市議会議長 土居恒夫様

教育民生常任委員長

土 居 篤 男

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和元年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 3 号	令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 4 号	令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 5 号	令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	令和2年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第12号	令和2年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第13号	令和2年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔19番 土居篤男議員登壇〕

○19番（土居篤男） おはようございます。教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第12号、議案第13号、議案第15号の以上8件であります。

去る3月11日、委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、施設型給付費負担金の増に伴う認定こども園事業費2,947万4,000円、公立保育所費1億2,172万7,000円を増額計上し、介護保険特別会計繰出金1,015万7,000円を減額計上したものです。

教育費関係で主なものは、国補正予算に伴いICT環境整備事業費2億3,809万5,000円、岡豊小学校・久礼田小学校・日章小学校トイレ改修工事費等に係る小学校管理費6,133万円及び幼稚園管理費2,072万6,000円を増額計上したもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、57万9,000円の減額計上であり、歳入において、財政調整基金繰入金1,285万6,000円を減額計上し、諸収入1,142万2,000円等を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、9,146万4,000円の減額計上であります。歳出では、保険給付費8,000万円及び介護給付費準備基金積立金1,130万7,000円等を減額計上し、歳入では介護保険料2,056万7,000円、国庫支出金2,768万1,000円、支払基金交付金2,160万円、県支出金1,150万円、一般会計繰入金1,015万7,000円等を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、911万3,000円の増額計上であります。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金930万円等を増額計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料1,091万円等を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和2年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費11億5,235万3,000円、後期高齢者医療関連事業費7億2,710万4,000円、繰出金として国民健康保険特別会計繰出金5億3,074万6,000円、介護保険特別会計繰出金7億700万3,000円、後期高齢者医療保険特別会計繰出金1億9,828万6,000円、児童扶養手当費2億5,823万6,000円、児童手当費7億3,143万6,000円、民営保育所等費11億1,829万円、認定こども園事業費3億5,514万4,000円、乳幼児医療費助成事業費1億8,872万4,000円、公立保育所費5億6,726万7,000円、生活保護扶助費17億300万円を計上しております。

衛生費関係で主なものは、公的病院運営助成金6,371万3,000円、保健衛生予防費1億3,244万3,000円、妊婦・乳児等健康診査事業費4,661万4,000円、合併処理浄化槽設置整備事業費2,764万円、香南清掃組合負担金及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費5億1,316万4,000円、最終処分場関係一般管理費7,785万4,000円、し尿処理施設運営事業費2億3,734万1,000円を計上しております。

教育費関係で主なものは、南国市アクションプラン事業費2,071万2,000円、小・中学校コンピュータ教育事業費5,075万4,000円、野田公民館非構造部材耐震化工事費を含む公民館管理費1億58万5,000円、市内遺跡発掘調査等事業費3,863万6,000円、東京2020オリンピック関連事業費550万円、久礼田体育館及び長岡西部体育館非構造部材耐震化工事費を含む体育施設管理運営費2億4,555万3,000円、給食センター運営事業費7,330万9,000円を計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和2年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ59億807万円で、前年度に比べ2億7,603万6,000円の減額予算となっております。歳入では、国民健康保険税9億7,497万7,000円、県支出金43億2,008万3,000円、諸収入等2,045万3,000円、一般会計等からの繰入金5億9,255万7,000円を計上しております。歳出では、職員人件費を含む総務費7,580万7,000円、保険給付費42億6,231万2,000円、国民健康保険事業費給付金15億2,575万3,000円、保険事業費4,083万5,000円等を計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和2年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ43億6,892万6,000円で、前年度に比べ2億9,069万2,000円の増額予算となっております。歳入では、第1号被保険者の保険料7億8,075万1,000円、国庫支出金10億5,978万

2,000円、支払基金交付金11億3,417万9,000円、県支出金6億1,650万5,000円、一般会計等からの繰入金7億7,700万3,000円等を計上し、歳出では、職員の人件費を含む総務費1億510万9,000円、保険給付費40億7,100万円、職員2名の人件費を含む地域支援事業費1億9,079万円等を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第15号令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ7億2,611万2,000円で、前年度に比べ、1,087万9,000円の増額予算となっております。歳入では、後期高齢者医療保険料5億2,662万1,000円、一般会計からの繰入金1億9,828万6,000円等を計上し、歳出では、職員の人件費を含む総務費2,545万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6億9,950万4,000円等を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。6番西本良平議員。

〔6番 西本良平議員登壇〕

○6番（西本良平） おはようございます。

私は、市政会を代表いたしまして、今議会に提案されました全議案に賛成するものであり、特に議案第8号の令和2年度南国市一般会計予算につきまして、賛成討論を行うものであります。

本予算の総額は233億4,000万円で、令和元年度当初予算と比べて3億4,000万円、1.4%の減額予算となっておりますが、過去2番目の積極的な予算であります。第1期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果と課題を見きわめ、継続と強化を目標に令和2年度から令和6年度までの第2期目の創生総合戦略が、堅実かつ計画性を持って予算配分がされております。南

海トラフ地震を初め、大規模災害への対応や地域福祉全般にわたり可能な限り予算計上されていることに対して高く評価をいたします。

それでは、主な内容につきまして、その理由を申し述べます。

民生関係では、近年中にピークを迎える65歳以上の高齢者人口を見通し、介護予防に関する業務を強化し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できる地域施策になっています。また、4次南国市障害者基本計画に沿って、障害者自立支援給付事業費11億5,235万3,000円が計上されており、障害のない人と同じように暮らせる社会の実現に向けた取り組みが計画されております。

商工関係では、ものづくりサポートセンター関連事業費及び企業団地造成事業特別会計繰出金などが計上され、観光関連の入り込み客増加が期待できるとともに、企業団地の整備などによる社員の働く場所の確保ができ、人口増につながる予算となっております。

土木費関係では、道路維持費、市単独道路新設改良事業費、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費、都市再生整備事業費など、揺るぎない地方整備を進めるための積極予算であります。

消防費関係では、スポーツセンター津波避難施設設計業務委託料及び津波避難路整備工事費等に係る防災費を計上し、消防団員、消防職員の資質向上を図るための連携訓練も計画されています。防災関連を軸に国土強靱化地域計画の策定に着手し、市民が安心して暮らすことのできる総合的な計画の予算計上を高く評価をいたします。

教育関連では、小中学校コンピュータ教育事業費など限られた予算内にもかかわらず、次代を担う子供たちの教育環境づくりに深く配慮したことに対し、心より敬意をあらわすものであります。南国市の子供たちが安心・安全で学べる環境づくりに配慮されたことを高く評価いたします。

また、債務負担行為では、市が所有する街路防犯灯のうち、LEDに変更できていない低電力の公衆街路灯へ契約のリース料7,300万円を計上し、電気料金の低減やCO₂排出量の大幅な削減につながるものとなっております。このような新しい事業にも積極的に取り組まれています。

以上述べましたとおり、今期定例会に提案されました議案第8号令和2年度南国市一般会計予算に賛同するものであり、市長並びに執行部におかれましては、今後とも市民生活の向上と住みよいまちづくりに全力を挙げて取り組んでいただきますよう強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。同僚議員の御賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（土居恒夫） 20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員登壇〕

○20番（福田佐和子） 議案第12号令和2年度南国市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

命を守るための国民皆保険制度のもと、負担の重い国保税の引き下げは長年の市民要望の一つでもあります。国は、一般会計からの繰り入れをやめさせるために、県単一化を図り、南国市も国保事業費納付金として納めております。今、各地では国保税の引き上げが問題になっておりますが、南国市ではこれまで固定資産割をやめる、低所得者への配慮など、負担軽減を行ってきました。制約の多い制度の中での取り組みには敬意を表します。

一方、一定の所得がある世帯への負担は重くなり、所得があるといわれる世帯でも重い負担感は続いています。一般質問でもたびたび取り上げ、市長初め執行部も、国保の市民負担が重いことは認識していると、たびたび答弁をされてまいりました。しかし新年度予算では、もともと高い国保税の抜本的な見直しはされておられません。待望の赤ちゃんが生まれた途端、高齢者医療や介護の負担を担わせる制度そのものの見直しを早期に行うべきだったと思います。少子化対策、子育て支援を言うなら、具体的な支援策を示すべきではなかったでしょうか。

来年度予算の数字については、それぞれ根拠があって算出されたと思いますが、保険給付費について言えば、一度ふえておりますけれども、31年度と比較をしますと2億800万円の減額になっております。国保税引き下げができない大きな理由は、医療費が年々増加していることでした。31年度より、保険給付費の減は、医療費削減につながるのではないかと懸念をしております。これまで要求してきた国保税の引き下げや子供の均等割をなくすことが実現されていない本予算には反対をいたします。同時に、公平性というなら、負担を軽くして文字どおり公平に払える国保税にしてほしい、これが市民の声です。特に、今、新型コロナウイルス感染への不安が大きい中、悪化しないように早目の治療や感染を防ぐためにも、資格証や短期証ではなく全ての加入者に保険証を渡すこと、保険証がないから病院にかかれないなどの状況をつくらないことをあわせて要望しておきたいと思います。同時に、インフリーに関する必要な給付費については、国、県にしっかり要望し、さらなる引き上げにつながらないようにすることを強く願い、討論を終わります。

○議長（土居恒夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第7号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第11号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第11号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号から議案第17号まで、以上5件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第17号まで、以上5件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第31号まで、以上14件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第31号まで、以上14件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号を採決いたします。委員長の報告は取り下げ願の承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は取り下げ願を承認することに決しました。

次に、請願第3号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、請願第3号は採択することに決しました。

＊

承認要求書

○議長（土居恒夫） 日程第34、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和2年3月16日

南国市議会議長 土居恒夫様

総務常任委員長 西 川 潔

産業建設常任委員長 有 沢 芳 郎

教育民生常任委員長 土 居 篤 男

議会運営委員長 岩 松 永 治

—*—

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって承認することに決しました。

—*—

議員派遣の件

○議長（土居恒夫） 日程第35、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

—*—

○議長（土居恒夫） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—*—

○議長（土居恒夫） ただいま市長から追加議案の送付がありましたので、お手元へ配付いたしました。

元南総第241号
令和2年3月16日

南国市議会議長 土居恒夫様

南国市長 平山耕三

第412回南国市議会定例会の追加議案の送付について

第412回南国市議会定例会に提出する下記の追加議案を別紙のとおり送付します。

議案第32号 南国市副市長の選任の同意について

＊

議案第32号

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま送付されました議案第32号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 第412回南国市議会定例会最終日に当たりまして、追加議案を提案させていただきます。

議案第32号南国市副市長の選任の同意について、南国市副市長として、三木敏生氏を選任いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。なお、就任日は、令和2年4月1日であります。

裏面に参考資料として三木氏の略歴を添付しておりますので、御参照ください

以上をもちまして、追加議案につきましての私からの提案理由の説明を終わります。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居恒夫） これにて提案理由の説明が終わりました。

これより議案第32号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第32号は同意することに決しました。

—————*—————

議発第1号及び議発第2号

○議長（土居恒夫） ただいま議発第1号及び議発第2号、以上2件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年3月16日提出

提出者 南国市議会議員 神崎隆代

賛成者	南国市議会議員	野村新作
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	岩松永治
〃	〃	丁野美香
〃	〃	植田豊
〃	〃	西本良平
〃	〃	山中良成
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	前田学浩
〃	〃	浜田和子
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	西山明彦
〃	〃	西川潔
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	杉本理
〃	〃	土居篤男
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	村田敦子

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第1号

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同じ「障がい者」として定義されており、障がい者の自立及び社会参加支援等に向けた基本理念を定めている。障がい者の自立や社会参加を促進するためには、公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路などを対象に、障がい者に対する交通運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、精神障がい者については、現在もなお、JRや高速道路など、交通運賃割引制度の対象から除外されているものもあり、精神障がい者の社会参加を促す上で大きな課題となっている。

精神障がい者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会連合会が実施したアンケート調査結果（回答者約4,800人）によると、精神障がい者の1カ月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%にも及ぶ。当然のこととして、交通費の負担が大きく、「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」など、社会参加にほど遠い深刻な実態が明らかになっている。

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成26年2月に国連障害者権利条約（以下「条約」という。）が発効した。条約第20条では「障がい者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」及び第4条では「障がい者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、または廃止するための全ての適切な措置（立法を含む。）をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為または慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。」と定めている。

一連の国内法や条約に照らせば、障がい者の交通運賃割引制度から精神障がい者を除外するような状況は、一刻も早く是正されなければならない問題である。

よって、国におかれては、精神障がい者を身体障がい者及び知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
国 土 交 通 大 臣	赤 羽 一 嘉 様

議発第2号

「桜を見る会」徹底解明を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年3月16日提出

提出者	南国市議会議員	福田 佐和子
賛成者	〃	西山 明彦
	〃	西川 潔
	〃	中山 研心
	〃	今西 忠良
	〃	杉本 理
	〃	土居 篤男
	〃	村田 敦子

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....

議発第2号

「桜を見る会」徹底解明を求める意見書

「桜を見る会」の疑惑はまともな解明が今もなおなされていない。

第一に、招待客の問題である。功勞、功績の有無にかかわらず安倍晋三後援会員が多数招待されていた。2015年には特定商取引法違反で家宅捜査を受けた反社会勢力ジャパンライフの会長（当時）も招待されており、この会社は首相からの招待状をマルチ商法の宣伝に悪用していた。安倍首相が会長と面識があったことも明らかになり、「招待者の取りまとめ等には関与していない」（11月8日）と述べたことが虚偽ではないか、との疑念が広がっている。

第二に、「桜を見る会」と一体となっていた安倍後援会の「前夜祭」会費の問題である。一流ホテルでの会費5,000円のパーティーは安すぎるのではないか、この「前夜祭」は後援会行事とされており、不足分を補充していれば公職選挙法に違反する。会費は参加者が個別に直接ホテルに支払ったというが領収書は一枚も見つかっておらず、ホテル発行の明細書の有無も、

開催経費の収支詳細も不明のままである。さらに収支は政治資金収支報告書に記載されておらず、政治資金規正法違反の疑いもある。

第三は、政府の公文書管理の問題である。「桜を見る会」は政府の公的行事であり政府としての説明責任があるが、国民の疑問に答えようとせず、はぐらかし、関係文書を隠蔽している。各省庁の招待者名簿は保管されているが、内閣府だけは保存期間1年未満として名簿をシュレッダーにかけて廃棄した。その時期は野党議員が資料提出を求めた直後である。故意ではないという一方で、シュレッダーが込み合っていたからそうなったという証拠も示していない。バックアップデータの復元も拒否しており、証拠隠滅の疑いがある。

疑惑まみれの「桜を見る会」に私たちの多額の血税が使われている。招待客は2013年以降、安倍首相のもとで年々増加し、2019年には1万8,200人に膨れ上がった。年間1,760万円の予算に対し支出も年々増加、2018年にはついに5,200万円余と、予算の3倍の支出となっている。一方で、国民には消費税10%増税を押しつけながら、その税金を私物化し無駄に使う。決して許されることではない。

世論調査でも国民の8割以上が「説明責任が果たされていない」との声を挙げている。今求められているのは、疑惑の徹底解明を行い、日本の民主主義を守ることである。それは政治への信頼を取り戻す第一歩である。政府においては、自らきちんと説明責任を果たすこと、国家においては疑惑の徹底解明を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月16日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。この際、以上2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（土居恒夫） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第2号は否決されました。

＊

○議長（土居恒夫） この際、この3月末をもって、退職される管理職の方に御挨拶をいただきたく許可いたしますので、御挨拶を願います。西川建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

○建設課長（西川博由） まず、挨拶の場をいただきました議長様、議員の皆様、本当にありがとうございます。

私は、平成27年度から2年間上下水道局長として、また29年度から3年間建設課長としてこの場に立たせていただきました。一般質問のお答えにつきましては、文章力が弱いこともありまして、議員の皆様からは、物足りないとかいうことも多々あったと思っておりますが、まことに申しわけないと思っております。

また、議場以外でも議員の皆様からは御指導、御協力を多々いただきまして感謝しております。例年であれば、この場のほかでまた議員の皆様には杯をいただいて御挨拶する場もございましたが、今回新型コロナウイルスの影響もありまして、それもないませんが、この場での挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（土居恒夫） 御苦労さまでした。

—————*—————

○議長（土居恒夫） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第412回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時8分 閉会